

議案第 8 5 号

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に  
ついて

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

ごみ処理手数料の改正に伴い、山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年条例第104号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号の表手数料の欄中「100円」を「150円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の搬入に係る手数料について適用し、施行の日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年条例第104号)新旧対照表

現行		改正後（案）																							
（一般廃棄物の処理手数料） 第9条 （略） 2 手数料の額は、次のとおりとする。 (1) ごみ		（一般廃棄物の処理手数料） 第9条 （略） 2 手数料の額は、次のとおりとする。 (1) ごみ																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般家庭廃棄物</td> <td>可燃物</td> <td>指定収集袋45リットル用1枚につき20円 指定収集袋20リットル用1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>指定収集袋30リットル用1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>資源物</td> <td>指定収集袋45リットル用1枚につき12円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>指定収集シール1枚につき300円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	手数料	一般家庭廃棄物	可燃物	指定収集袋45リットル用1枚につき20円 指定収集袋20リットル用1枚につき10円	不燃物	指定収集袋30リットル用1枚につき20円	資源物	指定収集袋45リットル用1枚につき12円	粗大ごみ	指定収集シール1枚につき300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般家庭廃棄物</td> <td>可燃物</td> <td>指定収集袋45リットル用1枚につき20円 指定収集袋20リットル用1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>指定収集袋30リットル用1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>資源物</td> <td>指定収集袋45リットル用1枚につき12円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>指定収集シール1枚につき300円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	手数料	一般家庭廃棄物	可燃物	指定収集袋45リットル用1枚につき20円 指定収集袋20リットル用1枚につき10円	不燃物	指定収集袋30リットル用1枚につき20円	資源物	指定収集袋45リットル用1枚につき12円	粗大ごみ	指定収集シール1枚につき300円
種別	手数料																								
一般家庭廃棄物	可燃物	指定収集袋45リットル用1枚につき20円 指定収集袋20リットル用1枚につき10円																							
	不燃物	指定収集袋30リットル用1枚につき20円																							
	資源物	指定収集袋45リットル用1枚につき12円																							
	粗大ごみ	指定収集シール1枚につき300円																							
種別	手数料																								
一般家庭廃棄物	可燃物	指定収集袋45リットル用1枚につき20円 指定収集袋20リットル用1枚につき10円																							
	不燃物	指定収集袋30リットル用1枚につき20円																							
	資源物	指定収集袋45リットル用1枚につき12円																							
	粗大ごみ	指定収集シール1枚につき300円																							
一般家庭から排出されたごみで、臨時に小峰クリーンセンターへ自ら搬入するもの 事業系一般廃棄物で、小峰クリーンセンターへ搬入するもの		一般家庭から排出されたごみで、臨時に小峰クリーンセンターへ自ら搬入するもの 事業系一般廃棄物で、小峰クリーンセンターへ搬入するもの																							
10キログラムまでは100円(消費税相当額を含む。)とし、10キログラムを超える場合は、その超える部分について10キログラムごとに100円を加算する。		10キログラムまでは150円(消費税相当額を含む。)とし、10キログラムを超える場合は、その超える部分について10キログラムごとに150円を加算する。																							
備考 指定収集袋及び指定収集シールの1枚当たりの額は、消費税相当額を含まない額とする。 (2) (略)		備考 指定収集袋及び指定収集シールの1枚当たりの額は、消費税相当額を含まない額とする。 (2) (略)																							

## ごみ処理手数料の改正について

### ○改正内容

小峰クリーンセンターへ直接持ち込むごみの処理手数料

現行：100円/10kgを、令和7年4月から150円/10kgに改正

### (1) ごみ処理手数料の状況等

ごみ処理の手数料有料化開始時期：平成31年4月

ごみの有料化の目的：ごみ処理に係る費用負担の公平性、ごみの減量化、リサイクルの推進及びごみ処理に係る費用の削減

#### ①ごみ処理手数料

##### ア 指定収集袋（家庭ごみ）

種別		販売店での購入価格（税抜き）	販売店への販売価格（税込み）
可燃物	45ℓ	20円/枚	17円/枚
	20ℓ	10円/枚	9円/枚
不燃物	30ℓ	20円/枚	17円/枚
資源物	45ℓ	12円/枚	11円/枚
粗大ごみ	シール	300円/枚	290円/枚

##### イ 小峰クリーンセンターへ直接持ち込むごみの処理手数料

一般家庭ごみ及び 事業系一般廃棄物	10kgまでは100円（消費税相込み）。 10kgを超える場合は、10kgごとに100円加算。
----------------------	--

#### ②ごみ処理手数料の集計

	指定収集袋	持ち込み手数料	計
R1	10,125,600円	11,107,100円	21,232,700円
R2	9,626,990円	10,042,900円	19,669,890円
R3	9,634,670円	9,877,000円	19,511,670円
R4	9,570,870円	9,418,400円	18,989,270円
R5	8,986,910円	9,213,300円	18,200,210円

#### ③総ごみ処理量の推移（家庭ごみ及び事業系ごみ）

（単位：t）

	R1	R2	R3	R4	R5
可燃ごみ	3,078	2,878	2,929	2,890	2,798
粗大ごみ	198	250	232	211	212
資源ごみ	470	467	437	425	397
計	3,746	3,595	3,598	3,526	3,407
前年比		95.9%	100.1%	97.9%	96.6%

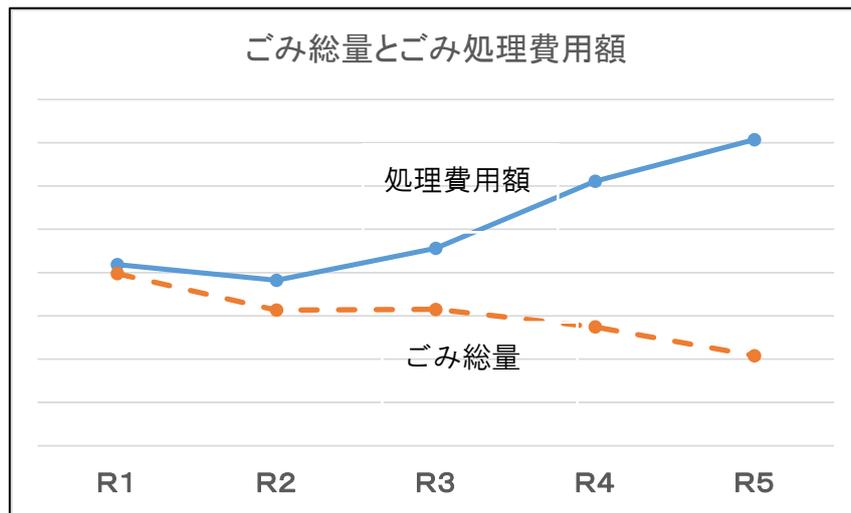
④ごみ処理に係る費用（小峰クリーンセンター運営費）の推移（単位：千円）

項目	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
計	211,848	208,236	215,605	231,135	240,701

※人件費、燃料費、収集運搬委託料、処理費、修繕工事費など

⑤ごみ処理に係る単価（単位：円/kg）④÷③

R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
56.55	57.92	59.92	65.55	70.65



(2) ごみ処理手数料の改正

山都町のごみは、人口減少もあり総処理量は減少しているが、近年の物価高騰及び人件費上昇等によるごみ焼却に係る燃料費及び薬剤費、施設の消耗品や修繕工事費等の単価上昇により、ごみ処理単価及び総費用は上昇している。

このため、小峰クリーンセンターへの持ち込み手数料を令和7年4月から150円/10kgに改正し、今後の安定的なごみの収集、運搬及び処理体制の維持を図る。